

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



2022年6月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコパビル 4 階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

5月は雨も多く、夏に向かう雰囲気なかなか味わうことができない、不安定な気象状況でした。植物も多少とまどいながら、私たちに元気な様子を見せてくれているような気がします。皆さまはいかがお過ごしでしょうか。

今回は成年後見制度の利用者の統計をご紹介します。利用者の数は増加していますが、それに伴い、制度の改善点も見えてきています。厚生労働省が主催している専門家会議では改善ポイントとして3つのポイントが指摘されています。

- 改善点① 本人にとって必要な時に必要な範囲でのみ利用出来るようにすべき
- 改善点② 制度利用中の人は一定期間ごとにこの制度が必要かどうか意思能力を踏まえた上で見直すべき
- 改善点③ 柔軟に後見人を交代できるようにしておくべき

確かに一つのことをクリアするために成年後見制度を利用し始めたけれど、そのためにその後の人生をずっとこの制度に縛られてしまうのはどうかと私も思います。また、専門職後見人(保佐人、補助人)が選任されたときに、良くも悪くも相性の問題は必ず発生します。本人との相性、親族との相性がありますが、事前に面談してお受けするかどうか決められるときは良いですが、家庭裁判所の後見人候補者名簿から順番に割り振られる場合ははっきり言ってバクチに近いものがあり、中にはお受けして後悔することもあります。そうは言っても、色々経験しないと専門職後見人は育たないのですけれど(笑)。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

平成12年4月に新たな成年後見制度がスタートして以来、改めて振り返りますと、国松司法書士法人では(個人事務所だった頃から通して) **法定後見だけでも現在までに81件の案件に関わらせて頂きました。**すでに終了した案件も含まれますが、もちろん今も継続中です。家庭裁判所では後見事件に関する概況をまとめたものを毎年公開しています。下記のグラフはその一部利用者数に関して2つの年度を比較して表しています。

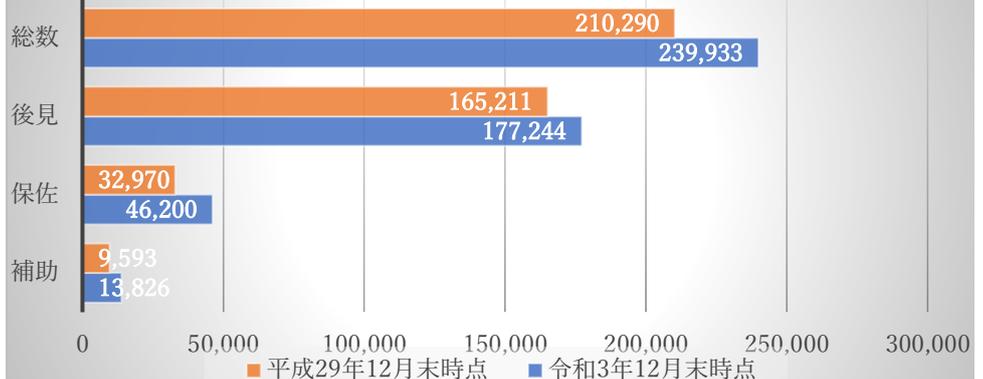
(令和3年の全体の申立件数は39,809件、対前年比は役6.9%の増加となっています)

国松司法書士法人の法定後見81件の内訳は

後見・・・69件、保佐・・・8件、補助・・・4件 ※いずれも監督を含む
後見が一番多く、全体のグラフの割合と同じような結果となっています。

家庭裁判所へ後見等開始の申立てをしてから、その審判がされるまでには、通常2～3ヶ月程度の期間を要します。「すぐにでも何とかして欲しい」と相談される方にとっては、必要な期間を要することをお伝えし、ご理解頂く必要があり丁寧な対応が求められます。そのため、人生の様々な場面に早めに備えることが大切であることをご案内することも大事な役目だと考えています。

成年後見制度の利用者数



※参考:最高裁判所事務総局家庭局・成年後見関係事件の概況-令和3年1月～12月-より一部抜粋してグラフを作成しました。



IKUKO

Rainy
season



YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



LINE

国松司法書士法人
友だち追加
どうぞよろしく!

